

272

D528

令和 4 年 8 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

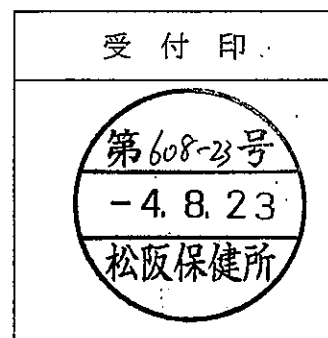
医療法人の住所 三重県松阪市嬉野中川新町二丁目 5 7 番地 1
医療法人の名称 医療法人 みやはら耳鼻咽喉科
理事長 宮 原 幸 則
電話 (0598) 42-8733

決 算 届

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

〔添付書類〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 みやはら耳鼻咽喉科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県松阪市嬉野中川新町二丁目 5 7 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 28 日
- (4) 設立登記年月日 平成 19 年 3 月 14 日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人みやはら耳鼻咽喉科	三重県松阪市嬉野中川新町二丁目 5 7 番地 1	0

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 8月 8日	令和2年度決算の確定
令和 4年 6月26日	令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 みやはら耳鼻咽喉科
所在地 三重県松阪市嬉野中川新町二丁目57番地1

※医療法人整理番号 0528

財 産 目 録

(令和 4年 6月30日現在)

1. 資 産 額	87,507,358 円
2. 負 債 額	7,605,825 円
3. 純 資 産 額	79,901,533 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	79,025,253
B 固 定 資 産	8,482,105
C 資 産 合 計 (A + B)	87,507,358
D 負 債 合 計	7,605,825
E 純 資 産 (C - D)	79,901,533

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 みやはら耳鼻咽喉科
所在地 三重県松阪市嬉野中川新町二丁目57番地1

※医療法人整理番号 0528

貸 借 対 照 表

(令和 4年 6月30日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	79,025	I 流 動 負 債	7,605
II 固 定 資 産	8,482	負 債 合 計	7,605
1 有 形 固 定 資 産	4,050	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	4,431	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	69,901
		純 資 産 合 計	79,901
資 産 合 計	87,507	負債及び純資産合計	87,507

法人名 医療法人 みやはら耳鼻咽喉科
所在地 三重県松阪市嬉野中川新町二丁目 5 7 番地 1

※医療法人整理番号 1528

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 医療業収益	86,010
2 医療業費用	72,686
本来業務事業利益	13,324
医療業利益	13,324
II 医療外収益	3,444
III 経常利益	16,768
臨時費用	0
税引前当期純利益	16,768
法人税等負担額	3,440
当期純利益	13,327

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 みやはら耳鼻咽喉科
理事長 宮原 幸則殿

私たちは、医療法人 みやはら耳鼻咽喉科の令和3年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 7月31日

医療法人 みやはら耳鼻咽喉科

監事 宮原 麻衣

